

令和 8 年 9 月

大 東 市 議 会

定 例 月 議 会 議 案

提 出

令和 8 年 9 月 1 日

も く じ

報告第 6 号	物損事故に係る専決処分の報告について-----	5
議案第 8 0 号	令和 8 年度大東市一般会計補正予算（第 3 次）について-----	別冊
議案第 8 1 号	令和 8 年度大東市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 次） について-----	別冊
議案第 8 2 号	令和 8 年度大東市火災共済事業特別会計補正予算（第 1 次） について-----	別冊
議案第 8 3 号	令和 8 年度大東市介護保険特別会計補正予算（第 2 次）につ いて-----	別冊
議案第 8 4 号	令和 8 年度大東市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 次）について-----	別冊
議案第 8 5 号	令和 8 年度大東市移管市営住宅事業特別会計補正予算（第 1 次）について-----	別冊
議案第 8 6 号	令和 8 年度大東市新庁舎整備事業特別会計予算について-----	別冊
議案第 8 7 号	大東市教育委員会委員の任命について-----	6
議案第 8 8 号	総合文化センター外壁改修工事請負契約について-----	7
議案第 8 9 号	住道南小学校屋内運動場長寿命化改良建築工事請負契約につ いて-----	8
議案第 9 0 号	南郷小学校長寿命化改良工事請負契約の変更について-----	9
議案第 9 1 号	財産の取得について-----	1 0
議案第 9 2 号	令和 7 年度大東市水道事業利益剰余金処分について-----	1 1
議案第 9 3 号	令和 7 年度大東市下水道事業利益剰余金処分について-----	1 2
議案第 9 4 号	大東市立住道駅東第一自転車駐車場等の指定管理者の指定に ついて-----	1 3
議案第 9 5 号	大東市庁舎整備基本構想の変更について-----	別冊
議案第 9 6 号	大東市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例に ついて-----	1 4
議案第 9 7 号	大東市役所の位置を変更する条例について-----	1 6
議案第 9 8 号	大東市特別会計設置条例の一部を改正する条例について-----	1 8

議案第 99 号	大東市職員収賄事案検証等委員会設置条例について-----	20
議案第 100 号	大東市市税条例の一部を改正する条例について-----	24
議案第 101 号	大東市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例 について-----	31
議案第 102 号	大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例について-----	33
議案第 103 号	大東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め る条例等の一部を改正する条例について-----	41
議案第 104 号	大東市立認定こども園条例の一部を改正する条例について-----	48
議案第 105 号	大東市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定 める条例の一部を改正する条例について-----	51
議案第 106 号	大東市景観条例の一部を改正する条例について-----	54

報告第6号

物損事故に係る専決処分の報告について

物損事故に係る損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年9月1日提出

大東市長 逢坂 伸子

- | | |
|------------|---|
| 1 専決処分の日 | 令和8年4月2日 |
| 2 損害賠償の相手方 | 大東市灰塚二丁目10番29号
北灰塚自治区
区長 XXXXXXXXXX |
| 3 損害賠償の額 | 金72,600円 |
| 4 損害賠償の理由 | 令和8年2月8日衆議院議員総選挙及び大阪府知事選挙の投票所であった北灰塚公民館において、床に敷いていた養生シートを撤去する際、シート同士を固定するためのガムテープが床の一部に接着していたことにより、床を損傷させたので、これに対する損害を賠償するため。 |

議案第 87 号

大東市教育委員会委員の任命について

大東市教育委員会委員 齊藤 めぐみ氏の任期が、令和 8 年 10 月 5 日満了するにつき、同氏を再度任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

大東市長 逢坂 伸子

住 所	
氏 名	齊 藤 め ぐ み
生年月日	

公 職 歴	
平成 30 年 4 月 ～ 平成 30 年 7 月	大東市義務教育諸学校教科用図書選 定委員会委員
平成 30 年 10 月 ～ 現在	大東市教育委員会委員

議案第 88 号

総合文化センター外壁改修工事請負契約について

総合文化センター外壁改修工事請負契約を次のとおり締結する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

大東市長 逢坂 伸子

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 総合文化センター外壁改修工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 金 291,696,900 円 |
| 4 契約の相手方 | 大阪市西淀川区歌島一丁目 3 番 3 号 佐野ビル 305 号室
株式会社オカモト・コンストラクション・システム 大阪支店
取締役大阪支店長 岡本 光剛 |

理 由

締結しようとする契約が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 7 号）第 2 条に定める議会の議決に付すべき契約の要件（予定価格の金額が 1 億 5,000 万円以上の工事の請負に係るものであること。）に該当するため。

議案第 89 号

住道南小学校屋内運動場長寿命化改良建築工事請負契約について

住道南小学校屋内運動場長寿命化改良建築工事請負契約を次のとおり締結する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

大東市長 逢坂 伸子

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 住道南小学校屋内運動場長寿命化改良建築工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 金 242,655,930 円 |
| 4 契約の相手方 | 大阪府中央区瓦町二丁目 5 番 8 号 瓦町スクエアビル 8 階
株式会社ケイテック
代表取締役 川崎 勉 |

理 由

締結しようとする契約が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 7 号）第 2 条に定める議会の議決に付すべき契約の要件（予定価格の金額が 1 億 5,000 万円以上の工事の請負に係るものであること。）に該当するため。

議案第90号

南郷小学校長寿命化改良工事請負契約の変更について

令和6年12月18日付け議案第85号をもって議決された南郷小学校長寿命化改良工事請負契約を次のとおり変更する。

令和8年9月1日提出

大東市長 逢坂 伸子

契約の金額中「1,830,400,000円」を「1,893,364,000円」に改める。

理 由

変更しようとする契約が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第7号）第2条に定める議会の議決に付すべき契約の要件（予定価格の金額が1億5,000万円以上の工事の請負に係るものであること。）に該当するため。

議案第 9 1 号

財産の取得について

消防団用の車両として、次の物品を取得する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

大東市長 逢 坂 伸 子

- | | |
|----------|--|
| 1 取得する財産 | CD－1 型消防ポンプ自動車 |
| 2 取得する数量 | 2 台 |
| 3 取得の価格 | 金 4 6, 1 2 9, 6 0 0 円 |
| 4 取得の相手方 | 兵庫県三田市テクノパーク 3 2 番地
株式会社モリタ 関西支店
支店長 高岡 雄二 |

理 由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 7 号）第 3 条に定める議会の議決に付すべき財産の取得の要件（予定価格の金額が 2, 0 0 0 万円以上の動産の買入に係るものであること。）に該当するため。

議案第 9 2 号

令和 7 年度大東市水道事業利益剰余金処分について

令和 7 年度大東市水道事業利益剰余金を次のとおり処分する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

大東市長 逢 坂 伸 子

1	当年度未処分利益剰余金	350,613,699 円	
2	利益剰余金処分額		
(1)	資本金	△113,614,943 円	
(2)	減債積立金	0 円	
(3)	建設改良積立金	<u>△130,000,000 円</u>	<u>△243,614,943 円</u>
3	翌年度繰越利益剰余金		<u>106,998,756 円</u>

理 由

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により、議会の議決を経る必要があるため。

議案第 93 号

令和 7 年度大東市下水道事業利益剰余金処分について

令和 7 年度大東市下水道事業利益剰余金を次のとおり処分する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

大東市長 逢坂 伸子

1	当年度未処分利益剰余金	1,019,798,417 円
2	利益剰余金処分額	
(1)	資本金	△430,000,000 円
(2)	減債積立金	0 円
(3)	建設改良積立金	<u>0 円</u> <u>△430,000,000 円</u>
3	翌年度繰越利益剰余金	<u>589,798,417 円</u>

理 由

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を経る必要があるため。

議案第94号

大東市立住道駅東第一自転車駐車場等の指定管理者の指定について

大東市立住道駅東第一自転車駐車場等の指定管理者として次の者を指定いたしたく、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年9月1日提出

大東市長 逢坂 伸子

- | | |
|-----------|--|
| 1 公の施設の名称 | 大東市立住道駅東第一自転車駐車場
大東市立住道駅東第二自転車駐車場
大東市立住道駅北自転車駐車場
大東市立住道駅西自転車駐車場
大東市立住道駅西第二自転車駐車場
大東市立住道駅中央自動車・自転車駐車場
大東市立住道駅前自動二輪車等駐車場 |
| 2 指定管理者 | 大阪市北区曾根崎新地二丁目5番3号
株式会社駐輪サービス |
| 3 指定の期間 | 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで |

議案第 96 号

大東市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

大東市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

大東市長 逢坂 伸子

理 由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 31 年政令第 335 号）が改正され、令和 8 年 5 月 27 日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うため。

大東市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第18条中「315,000円」を「330,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大東市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた大東市消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この条例による改正前の大東市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第18条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第6条の規定による金額により支給されたもの（その額が660,000円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第18条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

議案第 97 号

大東市役所の位置を変更する条例について

大東市役所の位置を変更する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

大東市長 逢坂 伸子

理 由

大東市役所の位置を変更するため。

大東市役所の位置を変更する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

本市役所の位置を大東市谷川一丁目 1 5 番地 1 に変更する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（大東市役所の位置を定める条例の廃止）

2 大東市役所の位置を定める条例（昭和 3 1 年条例第 1 号）は、廃止する。

議案第 98 号

大東市特別会計設置条例の一部を改正する条例について

大東市特別会計設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

大東市長 逢 坂 伸 子

理 由

大東市新庁舎整備事業特別会計を設置することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市特別会計設置条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市特別会計設置条例（昭和 3 9 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条に次の 1 号を加える。

(10) 大東市新庁舎整備事業特別会計 新庁舎整備事業

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 99 号

大東市職員収賄事案検証等委員会設置条例について

大東市職員収賄事案検証等委員会設置条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

大東市長 逢坂 伸子

理 由

本市の職員が収賄の容疑で逮捕された事態を厳粛に受け止め、事案の原因の究明及び再発を防止するための方策を検討するに当たり、市長の附属機関として、大東市職員収賄事案検証等委員会を設置するため。

大東市職員収賄事案検証等委員会設置条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

（設置）

第1条 本市職員による収賄事案に関し、公正かつ中立的な観点から事実関係の整理及び原因の究明を行うとともに、再発を防止するための具体的な方策を検討するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、大東市職員収賄事案検証等委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

- (1) 事実関係の整理及び原因の究明に関すること。
- (2) 再発を防止するための具体的な方策の検討に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

（組織）

第3条 委員会は、委員3人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 弁護士
- (2) 公認会計士
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、前条第2項の規定による委嘱の日から第2条の規定による答申の日までとする。

（委員長）

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の全員が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、委員（委員長を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し資料の提供を求め、又は会議への出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(報告)

第7条 委員長は、必要に応じて所掌事務の進捗状況を市長に報告するものとする。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬等)

第9条 委員の報酬の額は、大東市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成25年条例第32号）の規定にかかわらず、1時間当たり20,000円を超えない範囲内において市長が定める額とする。

2 費用弁償及び報酬の支給方法については、大東市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の定めるところによる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務部総務・コンプライアンス課において行う。

(運営に関する事項についての委任)

第11条 第2条から前条に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(補則)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日以後最初に招集される会議の招集は、市長が行う。

(この条例の失効)

- 3 この条例は、第2条の規定による答申の日限り、その効力を失う。

(この条例の失効に伴う経過措置)

- 4 委員会の所掌事務に従事していた者に係る当該所掌事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、前項に規定する日後も、なお従前の例による。
- 5 この条例の失効前にした行為に対する報酬及び費用弁償については、なお従前の例による。

議案第 100 号

大東市市税条例の一部を改正する条例について

大東市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

大東市長 逢 坂 伸 子

理 由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）の一部が施行されることに伴い、所要の改正を行うため。

大東市市税条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市市税条例（平成３年条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第３４条の７第３項中「附則第５条の６第２項」を「附則第５条の６第３項又は第４項」に改める。

第３６条の２第１項ただし書中「及び第３６条の３の３第１項」を「並びに第３６条の３の３第１項及び第２項第４号」に改める。

第３６条の３の２第１項第２号中「除き、」を「除く。次条第１項第２号において同じ。）」に改め、「。次条第１項において同じ」を削り、同条第５項中「次条第４項」を「次条第５項」に改める。

第３６条の３の３第１項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第２０３条の６第１項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第２０３条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第２３条第１項第１号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が９，０００，０００円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が９５０，０００円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第３号において同じ。）（退職手当等（第５３条の２に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢１６歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等

に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。)を有する者
(3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。)を有する者

第36条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第63条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては200,000円」を削り、「1,500,000円」を「1,800,000円」に改める。

附則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第7条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第7条の4中「又は附則第19条の3第1項」を「、附則第19条の2の2第1項又は附則第19条の3第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項

又は第４項」に改める。

附則第９条の２中「附則第７条の２第４項」の次に「（法附則第７条の３第３項又は第４項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第１７条の２第２項中「附則第３４条の２第５項」を「附則第３４条の２第６項」に、「附則第３４条の２第１０項」を「附則第３４条の２第１２項」に改め、同条に次の１項を加える。

４ 第１項（第２項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第３１条の２第２項第１３号から第１５号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和３３年法律第３０号）第３条第１項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和４４年法律第５７号）第３条第１項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第９条第１項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成１５年法律第７７号）第５６条第１項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第１項又は第２項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第１９条の２の次に次の１条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第１９条の２の２ 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第３８条の２第１項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第３３条第１項及び第２項並びに第３４条の３の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第１８条の６の４で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第１号の規定により読み替えて適用される第３４条の２の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の１００分の３に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

２ 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（１）第３４条の２の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所

得金額、附則第 19 条の 2 の 2 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第 34 条の 6 から第 34 条の 8 まで、第 34 条の 9 第 1 項、附則第 7 条第 1 項及び附則第 7 条の 3 第 1 項の規定の適用については、第 34 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 19 条の 2 の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項前段、第 34 条の 8、第 34 条の 9 第 1 項、附則第 7 条第 1 項及び附則第 7 条の 3 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 19 条の 2 の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 19 条の 2 の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第 35 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 19 条の 2 の 2 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第 19 条の 2 の 2 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第 5 条の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 19 条の 2 の 2 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 19 条の 2 の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 36 条の 2 第 1 項ただし書、第 36 条の 3 の 2 及び第 36 条の 3 の 3 の改正規定並びに附則第 6 条及び附則第 7 条の 3 第 1 項の改正規定並びに次条第 1 項及び第 2 項の規定 令和 9 年 1 月 1 日

(2) 第 63 条の改正規定及び附則第 3 条の規定 令和 9 年 4 月 1 日

(3) 第 34 条の 7 第 3 項の改正規定並びに附則第 7 条の 4 の改正規定（「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める部分に限る。）、附則第 9 条の 2 の改正規定及び附則第 17 条の 2 の改正規定並びに次条第 4 項の規定 令和

10年1月1日

- (4) 附則第7条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第19条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第64号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の大東市市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の大東市市税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第

3 5 項に規定する要耐震改修住宅を含む。) 若しくは増改築等をした家屋 (当該増改築等に係る部分に限る。) 又は同条第 10 項に規定する認定住宅等 (同条第 21 項の規定により同条第 10 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第 21 項に規定する特例認定住宅等を含む。) を同条第 1 項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 前条第 4 号に掲げる規定による改正後の大東市市税条例附則第 7 条の 4 の規定は、同号に掲げる規定の施行の日 (以下この項及び第 5 項において「4 号施行日」という。) の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4 号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第 17 条の 2 第 4 項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第 3 号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第 17 条の 2 第 1 項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第 19 条の 2 の 2 の規定は、4 号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第 3 条 新条例第 63 条の規定は、令和 9 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 8 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第 101 号

大東市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

大東市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

大東市長 逢 坂 伸 子

理 由

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）等の改正により個人番号カードとしての機能が付加された在留カード又は特別永住者証明書を発行することが可能となることに伴い、所要の改正を行うため。

大東市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市印鑑登録及び証明に関する条例（平成9年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第15条中「（電子署名等）」を「、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書（これらのうち電子署名等）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第102号

大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年9月1日提出

大東市長 逢坂 伸子

理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため。

大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第23号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第52条」を「―第52条」に改める。

第2条第6号中「小規模保育事業」を「満3歳未満等小規模保育事業」に改め、「規定する小規模保育事業」の次に「(同項第3号に掲げる事業を除く。)」を加え、同条中第27号を第31号とし、第12号から第26号までを4号ずつ繰り下げ、第11号を第12号とし、同号の次に次の3号を加える。

(13) 教育認定子ども 法第27条第1項に規定する教育認定子どもをいう。

(14) 満3歳以上保育認定子ども 法第27条第1項に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。

(15) 保育認定子ども 法第29条第2項に規定する保育認定子どもをいう。

第2条中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 満3歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業に限る。）をいう。

第6条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）」に改め、同条第4項中「選考方法」の次に「又は前項に規定する選考の方法」を加える。

第7条第2項中「法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第9条第1項中「当該申請」を「教育・保育給付認定の申請」に改める。

第12条の見出しを「(特定教育・保育の提供の記録)」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア(イ)中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ中「以下」の次に「この」を加え、同号イ(ア)中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ(イ)中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第20条第7号中「及び第3項」を削り、「選考方法」の次に「及び同条第3項に規定する選考の方法」を加える。

第22条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第25条中「幼稚園」を「学校教育法第1条に規定する幼稚園」に、「学校教育法」を「同法」に改める。

第35条第1項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」に、「同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第36条第1項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・

保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第37条第1項中「第28条」、「第31条」及び「第33条」を「第27条」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第37条に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第39条第2項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を、「この章」の次に「（第43条第1項を除く。）」を加え、同条第4項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考方法」を「前2項の特定地域型保育事業者は、前2項に規定する選考の方法」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第40条第2項及び第41条中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第3号中「により特定地域型保育」を「(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。)により特定地域型保育(満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項及び第12項において同じ。)」に改め、「その他の」の次に「法第19条第3号に掲げる」を加え、「以下この号及び」を削り、同条第7項中「、次に」を「次に」に改め、「のものに限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加え、同条第11項を同条第12項とし、同条第10項を同条第11項とし、同条第9項中「第1項第1号及び第2号」を「同項第1号及び第2号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項の次に次の1項を加える。

8 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」を加える。

第46条第7号中「第39条第2項」の次に「及び第3項」を加え、「選考方法」を「選考の方法」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第48条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第49条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第50条中「満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子ども」を

「教育認定子ども」に、「第１２条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第１４条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第１項を「第１４条第１項」に、「読み替える」を「、第２５条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第２７条の２第１項各号、学校教育法第１条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第２８条第２項において準用する認定こども園法第２７条の２第１項各号）」とあるのは「各号」と読み替える」に改める。

第５１条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（特別利用地域型保育の基準）」を付し、同条第１項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「次条第１項」を「第５２条第１項」に、「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第３項中「いう。次条第３項」の次に「及び第５２条第３項」を、「この章（）」の次に「第３７条第３項、第３９条第３項及び」を加え、「含む。次条第３項」を「含む。第５２条第３項」に改め、「以下この章」の次に「（第４３条第１項を除く。）」を加え、「同条第１号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第５２条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」を「教育認定子ども及び満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除き、第５２条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満３歳以上保育認定子どもを含む。）」に改め、「第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条の次に次の１条を加える。

第５１条の２ 特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第４６条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子どもの」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもの」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第3号に掲げる小学校就学

前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項」を「満3歳未満保育認定子ども（第51条第1項」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」を加え、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう」を「特定満3歳以上保育認定子どもを除く」に改める。

附則第5項中「特定地域型保育事業者（」の次に「満3歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第6条第3項の条例で定める日）

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第6条第3項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

議案第103号

大東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部
を改正する条例について

大東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する
条例を次のとおり制定する。

令和8年9月1日提出

大東市長 逢坂 伸子

理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の
一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため。

大東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部
を改正する条例（案）

令和 年 月 日

条 例 第 号

（大東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第1条 大東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条中「又は同条第12項第2号」を「若しくは同条第12項第2号」に改め、「場
合」の次に「又は同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であつて満
3歳以上のものについて保育を行う場合」を加える。

第7条第1項中「事項」の次に「（法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下
「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小
規模保育事業者」という。）にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項）」を加え、同
項第3号中「家庭的保育事業者等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。
第6項及び第7項において同じ。）」を加え、同条第7項中「、次に」を「次に」に改
め、「のものに限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を
加える。

第14条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第14条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21
条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育
保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年
法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条におい
て同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保
護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、
支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）
に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の

必要な措置を講じなければならない。

第18条第2項中「児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」に、「健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる」に、「利用開始時の」を「同欄に掲げる」に、「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第18条第3項中「（昭和40年法律第141号）」を削る。

第19条第6号中「利用定員」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第28条中「小規模保育事業B型」及び「小規模保育事業C型」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

第30条第2項第3号中「第6条の3第10項第2号」の次に「又は第3号」を加え、同条第3項中「准看護師」の次に「（以下「看護師等」という。）」を加え、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」

という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所A型にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいい、附則第9項又は第10項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第32条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所B型にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第33条中「、同条第4号中「次号」とあるのは「第33条において準用する次号」と」を削る。

第36条中「第6条の3第10項」を「第6条の3第10項第1号」に改める。

第45条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業

所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいい、附則第9項又は第10項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第49条中「第49条において準用する第4号」を「第4号」に改め、「、同条第4号中「次号」とあるのは「第49条において準用する次号」と」を削る。

附則第4項中「家庭的保育事業者等（」の次に「満3歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

附則第8項中「家庭的保育事業等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

附則第 11 項中「法第 18 条の 18 第 1 項の登録を受けた者」を「認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所 A 型又は保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士」に改め、「第 30 条第 3 項」及び「第 45 条第 3 項」の次に「若しくは第 4 項」を加え、「保育士の数（前 2 項の規定の適用がないとした場合の第 30 条第 2 項又は第 45 条第 2 項により算定されるものをいう。）」を「前 2 項の規定の適用がないものとした場合の第 30 条第 2 項又は第 45 条第 2 項により算定される保育士の数」に改める。

（大東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 2 条 大東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和 6 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「当分の間」を「令和 10 年 3 月 31 日までの間」に改め、「規定」の次に「（満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）」を加え、附則に次の 1 項を加える。

3 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第 30 条第 2 項、第 32 条第 2 項、第 45 条第 2 項及び第 48 条第 2 項の規定（満 4 歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、改正前の第 30 条第 2 項、第 32 条第 2 項、第 45 条第 2 項及び第 48 条第 2 項の規定（満 4 歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、第 1 条中大東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第 18 条の改正規定並びに第 2 条及び次項の規定は公布の日から、同条例第 14 条の改正規定は令和 8 年 12 月 25 日から施行す

る。

（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第３条第４項の条例で定める日）

- ２ 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第２９号）附則第３条第４項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

議案第104号

大東市立認定こども園条例の一部を改正する条例について

大東市立認定こども園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年9月1日提出

大東市長 逢坂 伸子

理 由

幼保連携型認定こども園として、大東市立南郷こども園を設置するため。

大東市立認定こども園条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市立認定こども園条例（令和３年条例第２０号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

大東市立南郷こども園	大東市太子田三丁目１番２０号	２００人
------------	----------------	------

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和９年４月１日から施行する。ただし、附則第９項の規定は、公布の日から施行する。

（大東市行政手続条例の一部改正）

- ２ 大東市行政手続条例（平成１０年条例第２７号）の一部を次のように改正する。

第３条第４号中「幼稚園又は保育所」を「保育所又は幼保連携型認定こども園」に改める。

（大東市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

- ３ 大東市一般職の職員の給与に関する条例（平成８年条例第３号）の一部を次のように改正する。

目次中「第２８条の４」を「第２８条の２」に改める。

第２８条の３及び第２８条の４を削る。

第３５条第２項中「大東市職員の退職手当に関する条例」の次に「（平成７年条例第３１号）」を加える。

別表第６課長補佐（幼稚園の副園長に限る。）の項を削る。

（大東市立保育所条例の一部改正）

- ４ 大東市立保育所条例（昭和３７年条例第３号）の一部を次のように改正する。

別表大東市立南郷保育所の項を削る。

（大東市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部

改正)

- 5 大東市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例（平成27年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（大東市立幼稚園条例（昭和46年条例第27号）に規定する大東市立幼稚園（以下「市立幼稚園」という。）に係るものを除く。）」を削る。

第3条第1項中「（市立幼稚園を除く。以下この項において同じ。）」を削る。

（大東市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正）

- 6 大東市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、中学校及び幼稚園」を「及び中学校」に改める。

（大東市立幼稚園条例の廃止）

- 7 大東市立幼稚園条例（昭和46年条例第27号）は、廃止する。

（経過措置）

- 8 この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）の前日において、附則第4項の規定による改正前の大東市立保育所条例別表に規定する大東市立南郷保育所に在所している乳幼児又は前項の規定による廃止前の大東市立幼稚園条例別表に規定する大東市立諸福幼稚園に在園している園児の保護者は、施行日において改正後の大東市立認定こども園条例第4条第1項の承諾を受けたものとみなす。

（準備行為）

- 9 改正後の大東市立認定こども園条例別表に規定する大東市立南郷こども園に係る同条例第4条第1項の承諾に関する手続その他必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

議案第105号

大東市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例について

大東市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例を次のとおり制定する。

令和8年9月1日提出

大東市長 逢坂 伸子

理 由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）の一部が
改正されたことに伴い、所要の改正を行うため。

大東市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条の見出し中「一般的条件」を「一般的要件」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第 11 条第 1 項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第 14 条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第 14 条の 2 乳児等通園支援事業者は、法第 34 条の 16 第 4 項において準用する法第 21 条の 5 の 18 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第 17 条第 6 号中「乳児及び幼児の区分ごとの」を削り、同条第 7 号中「並びに」を「その他の」に改める。

第 19 条第 1 項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第 21 条第 3 項中「係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 27 条第 1 項又は第 29 条第 1 項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

第 23 条の次に次の 1 条を加える。

(設備及び職員の基準の特例)

第 23 条の 2 子ども・子育て支援法第 30 条第 1 項第 4 号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前 2 条の規定は適用しない。

第 27 条後段を削る。

第 28 条中「職員」を「乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 14 条の次に 1 条を加える規定は、令和 8 年 12 月 25 日から施行する。

議案第 106 号

大東市景観条例の一部を改正する条例について

大東市景観条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

大東市長 逢坂 伸子

理 由

景観法（平成 16 年法律第 110 号）が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため。

大東市景観条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市景観条例（令和元年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条中「第 16 条第 7 項第 11 号」を「第 16 条第 8 項第 12 号」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 23 号）の施行の日から施行する。

印刷物番号

8 - 3 0
